

# 移送サービス ご利用のご案内

一般の交通機関を利用することが困難な在宅で生活している重度の身体障がい児・者と高齢者を対象に、移送サービスを提供しています。

## 1. 利用できる方

(1)、(2) のいずれにも該当する方

(1) 市内に住所を有し、移動に際して車いすまたはストレッチャーのまま乗車できる車両を利用する必要があり、かつ、ホームヘルパーの介助が必要な方

(2) 次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳を所持している方で、下肢又は体幹機能の障がいが1級又は2級の方

イ 介護保険法による要介護4または要介護5の認定を受けた方

## 2. 利用できる内容

(1) 自宅から医療機関への通院および入退院時の移動

(2) 自宅から施設入所・補装具交付などの判定を受けるための公的機関への移動

## 3. 移動対象地域と利用料

1 回の利用につき下記の利用料を直接事業所へ支払っていただきます。このほかに、付き添うホームヘルパーの料金が別途かかります。

移 動 対 象 地 域	利 用 料
市内全域	2 5 0 円
清田区、豊平区、厚別区、白石区、恵庭市、 江別市、南幌町、長沼町	5 0 0 円
上記以外の札幌市及び千歳市	1, 0 0 0 円

※病院等に到着後、車両が一旦戻り、受診後に再び迎えに来る場合は、2回分の利用料が必要です。

#### 4. 利用時間

午前 8 時から午後 6 時まで

#### 5. 利用方法及び手続き

- (1) 市役所で利用登録を申請してください。審査のうえ利用決定（却下）通知書をお送りします。
- (2) 利用決定通知書が届きましたら、市と契約している下記の事業所へ直接利用を申し込んでください。

※移送サービスは、事前予約制です。移送車両に限りがありますので、利用日が決まりましたらお早めにご予約ください。

事業所名	連絡先	ストレッチャー 利用可能車両の有無
聖芳園ホームヘルプステーション	3 7 5 - 5 0 8 0	○
北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園	3 7 3 - 7 7 5 5	×
(株) 希望ヶ丘	3 7 7 - 1 4 3 3	×
合同会社 サポート幸恵	3 7 2 - 9 5 2 0	○

問い合わせ先

北広島市役所 障がい福祉課

電話 3 7 2 - 3 3 1 1 (内線 2 1 4 5)